

○甘楽町最低制限価格制度実施要領

平成30年9月19日
要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、甘楽町が発注する建設工事に係る競争入札において、最低制限価格制度の実施に
関して必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする工事又は製造の請負は、原則として、設計金額(消費税及び地方
消費税を含む。)が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 契約担当者は、建設工事を発注するときは最低制限価格を定める。

2 最低制限価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額(千円未満切り捨
て)に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10
分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額

3 契約担当者は、特別なものについては、対象工事ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担
当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を記載した予定価格調書を作成す
る。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、その設定の有無を指名通知書又は入札公告等
により指名業者又は入札参加者に周知する。

(落札者の決定)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価
格以上の価格で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月18日要領第2号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要領第2号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。